

【補助対象事業】

事業名	内容	補助金の額
商業活性化事業	(1) 商店街等で通用するカードを作成するもの (2) 複数の商店または商店街への集客を高めるためにイベント等を行うもの (3) ホームページを作成するもの (4) 商店街周辺のマップ等を作成するもの	指定区域※で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額以内の額とし、当該区域以外で行う事業であるときは経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
商店街基盤整備事業	(1) 商店街の環境や施設を整備するもの (2) 商店街の現況を把握し、及び振興のために行う調査等に係るもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
新商品等開発支援事業	(1) 商品・製品の開発を行うもの (2) 試作品の製作等を行うもの ※開発する新商品は、下記の要件を全て満たす必要があります。 ①単に自社にない、自社にあるが色、形、デザイン、素材、大きさ、味などを変えただけの商品ではないこと。 ②地域産業の振興や地場産品の消費拡大につながる米沢市ならではの商品、または市の魅力を市内外へ発信できるもの。(ふるさと納税返礼品としての採用を視野に入れた商品を含む) ③趣味的な商品開発でなく、販売までの事業計画が立てられているもの。	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
公益事業	指定区域※において、社会貢献活動や地域づくり活動を行うもの	経費の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。

空き店舗活用 事業	指定区域※に存する空き店舗を活用して行う事業のうち次に掲げるもの以外のもの ア 農業、林業及び漁業 イ 風俗営業等（風俗営業用の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業及び第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業をいう。以下同じ。）	経費の 2 分の 1 に相当する額又は 30 万円のいずれか低い額以内の額とする。
販路拡大支援 事業	県外又は市長が適当と認めるウェブサイトで開催される見本市、展示会、博覧会等（小売りを主たる目的とするものを除く。）に参加するもの	経費の 2 分の 1 に相当する額又は 10 万円のいずれか低い額以内の額とする。

※指定区域…米沢市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区内において、都市計画用途域が「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されている範囲（詳しくは担当までお問合せください。）